

公益財団法人日本高等教育評価機構短期大学機関別認証評価評価料に関する 規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本高等教育評価機構短期大学機関別認証評価に関する規程（以下「認証評価規程」という。）第26条第2項に基づき、公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「本機構」という。）が行う短期大学機関別認証評価（以下「認証評価」という。）の評価料に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員短期大学の評価料)

第2条 会員短期大学が認証評価を受ける際的评价料は、短期大学の規模に応じて、次の各号により計算した合計額とする。ただし、第1号及び第2号の規定については、消費税を加算するものとする。

- (1) 基本費用 1 短期大学 200万円
- (2) 1 学科当たり 20万円
- (3) 実地調査に関する経費の一部（宿泊費、会議の会場費及び昼食に係る費用等）

(非会員短期大学の評価料)

第3条 非会員短期大学が認証評価を受ける際的评价料は、前条の評価料と1周期分の会費相当額に消費税を加算した額との合計額とする。

2 前項の1周期とは、認証評価を受ける年度（以下「受審年度」という。）から7年間をいう。

(学科数の算出)

第4条 学科数の算出については、次の各号による。

- (1) 学科数は、受審年度の4月1日現在の数とする。
- (2) 夜間において授業を行う学科について、同じ種類の昼間において授業を行う学科を開設している場合は、それらを1学科として評価料を徴収する。
- (3) 通信による教育を行う学科について、昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育を併せ行う場合は、それらを1学科として評価料を徴収する。
- (4) 学年進行中の学科（受審年度に開設されるものを含む。）については、それぞれ1学科として評価料を徴収する
- (5) 受審年度の4月1日現在で学生募集を停止している学科については、評価料を徴収しない。

(評価料の納入)

第5条 認証評価を申請した短期大学は、評価料（第2条第3号を除く。）を納めるものとする。

2 前項の評価料は、受審年度の4月末日までに納入するものとする。

(評価料の返還)

第6条 認証評価規程第7条の規定に基づき、認証評価を中止するときは、当該短期大学が納入した評価料は返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、認証評価規程第7条第1項の特別の事由が自然災害その他不可抗力によるものであるときは、評価料を返還することができる。この場合の額の算定は、理事長が行う。

(追評価の評価料)

第7条 追評価を受ける際的评价料（以下「追評価料」という。消費税は含まない。）は、
1 短期大学70万円とする。ただし、追評価の内容によって30万円を上限として加算する場合がある。

- 2 前項に規定する加算額については、理事長が決定する。

(追評価料の納入)

第8条 追評価を申請した短期大学は、追評価料を納めるものとする。

- 2 前項の追評価料は、追評価を受ける年度の4月末日までに納入するものとする。

(追評価料の返還)

第9条 認証評価規程第19条第4項で準用する同規程第7条の規定に基づき、追評価を中止するときは、当該短期大学が納入した追評価料は返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、認証評価規程第19条第4項で準用する同規程第7条第1項の特別の事由が自然災害その他不可抗力によるものであるときは、評価料を返還することができる。この場合の額の算定は、理事長が行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会が決定する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。